

水田・畑作経営所得安定対策の加入者の皆さまに対し、対策の手続きや皆さまの経営発展に役立つ情報などを、タイムリーに分かりやすくお知らせします。

22年産水田・畑作経営所得安定対策の加入申請の受付期限は、6月30日(水)までです！

皆さん加入申請はお済みでしょうか。御自身で申請をされる方、JA等に手続きをお願いされている方も含めて、今一度、ご確認をお願いします。

戸別所得補償制度モデル対策の加入申請も受付中です！

戸別所得補償モデル対策の加入申請受付も6月末までですので、まだお済みでない農業者の方は、最寄りの農政事務所や地域水田農業推進協議会等にご相談下さい。

22年産収入減少補てんの積立金の納付について

水田・畑作経営所得安定対策の22年産収入減少補てんの積立申出書を提出していただいた対策加入者には、北海道農政事務所から7月中旬頃を目途に『「収入減少影響緩和交付金」における積立額等通知書』で22年産の積立額をお知らせします。積立金の納付に当たっては、次のことに注意してください。



- 通知書でお知らせした積立額を、納付期限である平成22年8月2日(月)までに、所定の口座へ納付してください。
なお、金融機関によっては、手続きを行った時間帯により、翌日以降の振込(入金)となる場合があります。余裕を持って、納付手続きを行うことをおすすめします。
納付期限を過ぎて納付された場合、積立金は対策加入者に対し全額返納されることとなり、平成22年産の収入減少補てんの交付を受けることができなくなります。
- 申請事務をJA等に委託されている方は、積立金の納付を対策加入者ご本人が行うのか、JA等が代理で行うのかについて、よく確認してください。昨年、積立金が対策加入者本人とJA等から二重で納付されたケースがありましたので、ご注意ください。
- 前年まで積み立てた積立金の残高が20%以上の収入減少に対応できる金額となっている場合は、今年度、新たに積立金を積み立てる必要はありません。



耕作放棄地再生利用緊急対策について

第2回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式が開催されました。

耕作放棄地の発生防止や再生利用活動を展開している団体等の中から他の範となる者を表彰する「第2回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式（主催：全国農業会議所、全国農業新聞）」が、佐々木農林水産大臣政務官の出席の下、5月27日12：30より日比谷公会堂で開催されました。

表彰された団体等は以下の通りです。

○ 農林水産大臣賞

福島県南会津町「有限会社F. K. ファーム」

地元の建設会社が設立した農業生産法人で、町南部を中心に広がる耕作放棄地のうち43haを借りて、そばやアスパラガスの栽培に取り組む。

○ 農村振興局長賞

香川県「小豆島町」

オリーブによる地域活性化に向け、農業委員会等と連携して通常の1/4の価格での苗木配布のほか、耕作放棄地の再整備に係る費用助成を実施。地元企業による農業参入の動きもあり29.4haの耕作放棄地を解消。

○ 全国農業会議所会長特別賞

奈良県「斑鳩町農業委員会」、大分県「臼杵市農業委員会」

農業委員会が中心となって地元自治体等と連携し、耕作放棄地の再生利用の取組（それぞれ3.5ha、32.5haの耕作放棄地を解消）を環境保全や食育等の取組、企業による農業参入の取組などと組み合わせて展開。

農林水産省では、こうした取組を支援するため、耕作放棄地再生利用緊急対策を推進しているところであり、各地域の耕作放棄地対策協議会では平成22年度事業について随時受付しています。

次回の農林水産大臣賞を目指して、耕作放棄地の再生・利用に取り組んでみませんか。

◇平成22年度耕作放棄地再生利用緊急対策『ただ今募集中！』

1 農林水産省では、食料の安定供給に不可欠な農地を確保する観点から、平成21年度に引き続き、22年度も耕作放棄地の再生・有効利用を図るための緊急対策を推進しております。

耕作放棄地再生利用緊急対策は、耕作放棄地の再生・利用を行う農家等を対象に、都道府県の耕作放棄地対策協議会に設置した基金を活用し、①荒れた農地の刈払、抜根、耕起、整地などの再生作業や基盤整備、②土壌改良のための土づくり、③作付を始めるための営農定着支援、④実証ほ場の設置・運営、⑤農業用機械・施設の整備、⑥加工品の試作や販路拡大等にかかる経費を支援するものです。

2 各地域の耕作放棄地対策協議会では、平成22年度事業について「随時募集」しております。

【お問い合わせ先】

最寄りの地域耕作放棄地対策協議会（市町村農政担当課、農業委員会、JA、農業公社、土地改良区等）又は、協議会が設立されていない地域にあっては市町村農政担当課まで

担い手農家や農業生産法人等の規模拡大などを考えておられる方々からのご相談をお待ちしております。

3 耕作放棄地再生利用緊急対策の詳細は、次のホームページでご覧いただけます。

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>

問い合わせ先：北海道農政事務所農政推進課 TEL 011-642-5462（農政安心ダイヤル） FAX 011-642-5509
北海道農政事務所ホームページ：<http://www.maff.go.jp/hokkaido/>

このお知らせは、水田・畑作経営所得安定対策に加入されている方へ、個人で申請されている方には農政事務所から直接、JA、集荷業者等と申請事務の委託契約を結んでいる方にはJA、集荷業者等のご協力をいただいで配布しております。